

## 会議録

会議の名称	第41回西東京市建築審査会
開催日時	令和4年7月21日（木曜日）午後2時から3時20分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】室木会長、井上委員、上木委員、杉崎委員、鈴木委員 【特定行政庁】古厩部長、榊原課長、広瀬係長、蜂須主査、大井主任 【事務局】佐藤課長補佐、山本係長
議題	議題1 第40回会議録（案）について 議題2 議案第65号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第66号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第40回会議録（案） 資料2 議案第65号 資料3 議案第66号
傍聴人	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>（開会に先立ち、第40回西東京市建築審査会において評議結果が保留となった議案第64号について、特定行政庁により取り下げられたことが事務局から報告された。）</p> <p>○委員 第41回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1の第40回会議録（案）について、説明を求める。</p> <p>○事務局 （第40回会議録（案）の説明）</p> <p>○委員 第40回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 （意見なし）</p> <p>○委員 それでは、議事終了後に第40回会議録への署名を上木委員をお願いします。 次に、議題2の同意案件に入る。議案第65号について説明を求める。</p> <p>○特定行政庁 （議案第65号の説明）</p> <p>○委員 議案第65号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。</p> <p>○委員 資料2・補足資料の車両転回軌跡図で示されているのは小型自動車とのことだが、どこまでのサイズを小型自動車と言うのか。</p> <p>○委員 自動車の転回広場に関する基準に規定されている小型自動車のうち、最大なものが幅1.7m、長さ4.7mである。 なお、補足資料の車両転回軌跡図には、運転者による技量の差等が反映されないので、今後はそれも踏まえて検討すべきである。</p> <p>○特定行政庁</p>	

今後はそのように検討していきたい。

○委員

特定行政庁の所見において、2299番9の道となる部分を不動産登記簿上分筆するとなっているが、道とならない部分は南側か。

○特定行政庁

南側のブロック塀のある部分である。

○委員

資料2[4]のBの部分について、一部分後退されていないということだが、具体的には何が道の中に入ってきているのか。

○特定行政庁

近隣の住宅の門柱が筆を越境している。

○委員

資料2[3]の写真について、②では計画敷地の現在の建築物と隣家がかなり近接しているが、③では離れて見える。

○特定行政庁

撮影した角度の違いによるものである。

○委員

当該道については、東京都が特定行政庁として本市を所管していた当時、別敷地において同様の許可をした際の計画敷地の所有者は、2299番9を公衆用道路に地目変更していない。確認申請時までに地目変更を終えるよう、今後とも徹底してもらえればと思う。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第65号についての質疑を終了する。

続いて、議案第66号について説明を求める。

○特定行政庁

(議案第66号の説明)

○委員

議案第66号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

特定行政庁の所見には、敷地内に建物利用者の車両の転回に資するスペースを持った駐車場等を設けているとあるが、具体的にはどこか。また、何台が駐車可能なのか。

○特定行政庁

資料3[6]の配置図で、西側の土間コンクリート仕上げと書かれている部分が、駐車場である。

1台分のスペースとなっており、建物利用者の車両の転回に資するスペースということである。

○委員

現在、駐車場はあるのか。

○特定行政庁

現在はない。

○委員

車両は、駐車場に後退で入って、前進で出ていくとのことだが、この場所で転回ができるのか。

○特定行政庁

小型自動車の転回ができることを確認している。

○委員

駐車場の配置について、特定行政庁はどう関与したのか。

○特定行政庁

前進で入庫し、後退で出庫することになれば、歩行者や自転車の通行に支障があるので、これは認めないという指導をした。

○委員

道の延長について、過去の協定と比べると本件では少し短くなっている。過去の協定では西側

の三角形の部分が含まれていたが、本件では除かれている。

○特定行政庁

現在、協定の範囲の先端は、原則、垂直で指導している。

○委員

除かれた西側の三角形の部分は既に公衆用道路になっており、本件に含まれなくとも問題はないか。

○特定行政庁

本件に問題はない。今後、協定の範囲は、状況に応じ現状形態を維持することを指導する。

○委員

資料3 [7]だが、1階西側中央部のサッシは防火設備になっているのか。防火設備かどうかは、どこで分かるのか。

○特定行政庁

図面上の㊦が防火設備を示しており、当該部分は防火設備にはなっていない。また、図面右下に防火設備認定番号が記載されている。

○委員

資料における文字サイズを大きくして欲しい。

○特定行政庁

今後、文字を大きくする。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第66号についての質疑を終了する。続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第65号・・・同意する。

議案第66号・・・同意する。

○委員

次に、議題3 その他 次回の開催日程について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の西東京市建築審査会は、令和4年9月13日を予定している。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第41回西東京市建築審査会を終了する。